

昇降機等の定期検査報告

◎対象昇降機等及び報告時期について

区分	用途	対象	報告時期
(1)	エレベーター	・籠が住戸内のみを昇降するもの（ホームエレベーター）以外 ・労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号) 第1条第9号又は第12条第1項第6号に規定するもの以外	毎年4月1日から 翌年3月31日まで 1年ごと (注1)
(2)	エスカレーター	すべて	
(3)	小荷物専用昇降機	・昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が 設けられる室の床面よりも50cm以上高いもの(テーブル タイプ)以外 ・労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号) 第1条第9号に規定するもの以外	
(4)	乗用のエレベーター又はエスカレーターで観 光のためのもの	一般交通の用に供するもの以外	
(5)	ウォーターシュート、コースターその他これら に類する高架の遊戯施設	すべて	
(6)	メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛 行塔その他これらに類する回転運動をする 遊戯施設で原動機を使用するもの	すべて	

(注意1) 前回の報告日より1年を経過する日が属する月の末日が提出期限となる。

なお、この報告は、対象昇降機等が検査済証の交付を受けたときは、その建築物の検査済証交付直後の報告時期のみ免除される。

◎報告書類

●昇降機

図書の種類	明示すべき事項	サイズ	部数
定期検査 報告書	建築基準法施行規則別記第36号の4様式による	A4	1部
検査結果表	国土交通省告示別記第1号～第6号による	A4	
主索及びブレーキ パッドの写真	国土交通省告示別添1様式による (主索及びブレーキパッドについて作成してください。)	A4	
関係写真	国土交通省告示別添2様式による (要正箇所及び特記すべき事項のある箇所の写真を添付してください。)	A4	
付近見取図	報告する昇降機の位置を示した地図(様式自由) (最初に報告する場合のみ)	任意	
平面図	報告する昇降機の位置を示した図面(様式自由) (最初に報告する場合のみ)	任意	
定期検査報告 概要書	建築基準法施行規則別記第36号の5様式による	A4	

●遊戯施設

図書の種類	明示すべき事項	サイズ	部数
定期検査 報告書	建築基準法施行規則別記第36号の10様式による	A4	1部
検査結果表	国土交通省告示別記様式による	A4	
関係写真	国土交通省告示別添2様式による (要是正箇所及び特記すべき事項のある箇所の写真を添付してください。)	A4	
付近見取図	報告する工作物の位置を示した地図(様式自由) (最初に報告する場合のみ)	任意	
平面図	報告する工作物の位置を示した図面(様式自由) (最初に報告する場合のみ)	任意	
定期検査報告 概要書	建築基準法施行規則別記第36号の11様式による	A4	